

大阪市立工芸高等学校 写真工芸科・映像デザイン科同窓会会則(案)

第一章 総 則

- 1条 本会は「 写友会 」と称する。
- 2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展および社会への貢献に寄与することを目的とする。
- 3条 本会は本部を大阪市立工芸高等学校映像デザイン科内（大阪市阿倍野区文の里 1-7-2）に置く。

- 4条 本会はその目的達成のため次の事項を行う。
 1. 総会の開催。
 2. 大阪市立工芸高等学校映像デザイン科生徒活動支援。
 3. 大阪工芸会への協力。
 4. その他本会発展に必要な事項。

- 5条 本会に支部を設けることが出来る。

第二章 会 員

- 6条 本会の会員は次の2種とする。
 1. 正 会 員 大阪市立工芸高等学校写真工芸科（S35～H7）および映像デザイン科（H8以降）の卒業生。
 2. 特別会員 大阪市立工芸高等学校写真工芸科および映像デザイン科現職員及び旧職員。

- 7条 会 費
行事等の費用については必要額をその都度参加者から徴収することが出来る。

第三章 役 員

- 8条 本会はその目的達成のため次の役員を置く。
 1. 会 長 1 名
 2. 副 会 長 2名以上（教職員より1名）
 3. 幹 事 1名以上（各期より）
 4. 会 計 1 名
 5. 会計監査 若 干 名
 6. 名誉会長 数 名（歴代会長より）
 7. 顧 問 若 干 名
 8. 参 与 若 干 名

9条 役員の任務は以下の通り。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、必要が生じたときは代行する。
3. 幹事は会務の企画立案にあたり会務を処理する。
4. 会計は会計業務を担当する。
5. 会計監査は会計業務を監査する。
6. 名誉会長は現会長からの相談を受け意見等する。
7. 顧問は副会長からの相談を受け意見等する
8. 参与は幹事からの相談を受け意見等する。

10条 役員の選出は以下によるものとする。

1. 幹事の選出は各期の推薦による。
2. 会長、副会長、会計及び会計監査は幹事の中より選出する。

11条 役員の任期は2年とする。ただし留任を妨げない。

第四章 幹事会・総会

12条 幹事会、総会は必要に応じて会長が召集する。

13条 幹事会、総会議事は出席会員の過半数をもって決する。

第五章 会 計

14条 本会の経費は行事等の徴収金及び寄付金その他をもって処理する。

15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

16条 会計報告は監査を受けたのち、幹事会で報告する。

付則

- 1 この会則は幹事会において出席者の3分の2以上の同意を得て改定することが出来る。
- 2 特別会員の中より顧問若干名を会長が委託することができる。
尚、顧問の任務は本会の目的事項に関し指導援助するものとする。
- 3 この会則は昭和62年4月5日をもって効力を生じる。
- 4 この会則は平成24年2月4日に改訂。
- 5 この会則は平成29年5月24日に改訂。